

平成30年度包括外部監査結果報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当課・公所	指摘・意見の区分	監査結果報告の内容	措置の内容
1	54	[02]「絆」で拓く！ふくしま未来農業創出事業	農業振興課	意見	(1)成果指標について 当該補助金については、事業実施要領において事業実施状況報告書の作成提出が明記されている。実施状況報告書には、成果概要として成果目標達成状況の記載があり、成果測定事項2に粗収益の目標値、実績値を記載することになっている。当該粗収益とは、売上高であり、成果の概要において目標値対比での計画進捗を評価している。事業の目的としては、収益の安定化や新たなビジネスモデルの確立等が挙げられていることから、目標となる売上高が達成されていても最終損益が赤字となっているようであれば、当該指標のみでは十分な成果を評価することは厳しいと言わざるを得ない。今後、成果指標としては、売上高以外に最終損益も指標に加えるべきである。	当該事業は、平成30年度で完了した事業であり、成果指標を変更することはできませんが、今後類似の事業を実施する際には、最終損益指標に加えることとした。
2	54	[02]「絆」で拓く！ふくしま未来農業創出事業	農業振興課 県中農林事務所	意見	(2)補助事業等検査確認表について 補助金交付先に対しては、実績報告前に現地において各種の確認を実施している。特に農林水産部では、独自に「補助事業等検査確認表」により確認内容に漏れがないようにしている。今回、各種の補助事業において、確認表の記載を確認したところ、記載が統一されていない状況であった。当該確認表は、確認内容に漏れがないようにするためには非常に有効であるものの、確認表作成の趣旨、検査確認の内容が十分に理解されていないと機能を十分に発揮することができない。部内の文書ではあるが、マニュアルなどを作成し、統一した取扱いとなるようにして頂きたい。なお、当該確認表は、他の部局においても、導入を検討して頂きたい。	担当職員全員が、本庁や所内で開催される補助金に係る研修会に出席し、共通の基準で事務処理を行えるよう検査確認の内容や方法を周知・徹底した。
3	61	[04] ふくしまアグリイノベーション実証事業	農業振興課 県中農林事務所	意見	(1)事業実施状況報告書における改善指導について 当該事業は、ICT等革新技術等の導入により、作業の効率化や収量及び品質の確保等の経営規模拡大に伴う課題を打破し、低コスト、高収益な大規模水田経営体の育成を目的としている。そのためにはほ場管理システムの導入、運用は欠かせないところであるが、平成29年度実施事業において、データ入力完全ではなく、システムを利用した評価が十分にできない状況であった。システム(KSAS)に作業時間の入力がかたはできなかったことは事実であるが、別途作業日誌には作業時間を記録しており、今般の実証に必要なデータについては全て把握し、実証の評価はできている(システム導入の効果は定性的な評価を行っている)とのことである。事業実施状況報告書における改善指導の対象でもC評価となっており、改善が必要となっている。本来は、入力状況を適時にモニタリングする必要があったと言わざるを得ない。	普及指導員が定期的に現地を訪問し、事業進捗状況の確認や技術指導等を行っている。なお、平成30年度は全ての成果目標においてA評価となっている。
4	61	[04] ふくしまアグリイノベーション実証事業	農業振興課 県中農林事務所	意見	(2)補助金等の額の確定調書について 補助金等の交付決定額が、確定額と同一の場合は、「同規則の運用について」通達(昭和45年10月28日付財第136号)第14条関係により、補助事業者に対する確定通知を省略することができる。通知を省略した場合は、補助金等の額の確定調書において、あて先、文書記号・番号の記載を省略することになっている。しかし、今回対象とした補助金については、補助事業者に対する確定通知を省略しているが、補助金等の額の確定調書にあて先、文書記号・番号が記載されていた。今後調書の記載方法については、所内において統一的な取扱いとなるように検討頂きたい。	額の確定通知を省略する場合の「額の確定調書」の記載方法について統一的な取扱いとなるよう、改めて職員に周知・徹底した。
5	70	[06-ア]「ふくしま新発売。」復興プロジェクト	農産物流通課	意見	(1)設計書等の金額について 「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト業務においては、設計書を作成し、改めて契約予定先からの見積書を徴取している。今回の委託契約は、単独随意契約である。設計額を算定するため発注予定者から参考見積書を徴取し、設計額を算定して、再度、見積書の徴取を行っており、設計書、見積書、収支決算書の何れも区分(業務内容)、積算内訳(単価数量)が全く同一となっている。価格の妥当性を確保するため、見積書は複数の相手先から徴取することが原則であるが、今回の契約については、システムの修正や運用、不具合への迅速かつ的確な対応は、高度な技術とノウハウが求められ、開発者以外には不可能であると判断し、単独随意契約としたものであり、契約の相手方が決まっている中、他事業者から見積書を徴取したとしても、契約をする相手ではないことから、その見積額は参考にはできないものではないとして、複数の相手先から見積書を徴取していない。設計額の算定のための見積書を発注予定者から徴取せざるを得ない場合で競争性の確保が困難な場合は、価格の妥当性の判断の根拠を明確にすることが望まれる。	今回の契約については、システムの修正や運用、不具合への迅速かつ的確な対応は、高度な技術とノウハウが求められ、開発者以外には不可能であると判断し、単独随意契約としたものである。 契約の相手方が決まっている中、他事業者から見積書を徴取したとしても、契約をする相手ではないことから、その見積額は参考にはできないものではないと考えます。 なお、契約に当たっては、見積の妥当性等を県で判断した上で、契約を締結しています。
6	71	[06-ア]「ふくしま新発売。」復興プロジェクト	農産物流通課	意見	(4)プロポーザルの二次審査採点結果について 緊急時環境放射線モニタリング検査情報(農林水産物・加工食品)検索サイト開発・管理運営業務の公募型プロポーザル募集要領において、4業務委託予定者の選定(2)審査基準及び配点が設けられている。審査項目ごとに配点が設定されており、合計100点になるように配分されている。今回、プロポーザルの二次審査採点結果を確認したところ、個別の審査員の審査項目が配点を超過している場合があった。採点結果の合計で100点を超えるものはなく、上限配点で再計算しても結果に影響はない。しかし配点基準を設けているのであれば、その運用は遵守すべきである。	公募型プロポーザル実施における採点については、今後、配点超過等がないよう、集計・審査の際に複数人のチェックを行い、事務誤りの防止に努めている。
7	75	[06-イ] みんなのチカラで農林水産絆づくり事業	農産物流通課	意見	(2)公募型プロポーザル方式について 「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業の今回の契約は、公募型プロポーザルにより決定する方式であり、詳細は公募型プロポーザル実施要領に定められている。書面審査(一次審査)を行い(3社以上)、二次審査におけるヒアリング対象者を選定するとなっている。そもそも応募がなかったことから、書面審査、企画提案書プレゼンテーション(二次審査)も1社で行われた。設計額算定時の参考見積書も今回選定された業者であり、全てが同一の相手先で完結している。このような状況では、競争性や企画内容の独自性などが損なわれる可能性が考えられる。単独随意契約の場合にはその理由を記載していることにならない、応募者が1社のみとなった要因等を記載し、今後の公募型プロポーザル方式における競争性の確保に活かすことが望ましい。	公募型プロポーザルの実施に際しては、県HPでの公告を実施し、参加業者を広く募集したが、1社のみ応募となった。当業者による提案は、県の事業目的を適切に具現化した内容であったため、当該業者と単独随意契約を行った。単独随意契約の理由については、支出負担行為伺い文に記載している。

平成30年度包括外部監査結果報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当課・公所	指摘・意見の区分	監査結果報告の内容	措置の内容
8	75	[06-イ] みんなのチカラで農林水産絆づくり事業	農産物流通課	意見	(3)参考見積書の徴収について 「おいしい ふくしま いただきます！」キャンペーン事業については、随意契約ではあるものの、公募型プロポーザル方式により委託予定者を決定している。一方、県としては事前に設計額を算定する必要から、参考見積書を入手している。今回、参考見積書を入手した先が、委託予定者に決定している。そもそも随意契約の理由にも記載のとおり、当該業務は、その性質上、専門的な技術とノウハウを必要としていることから、県では設計額を見積ることは困難であり、外部から見積書を徴取することになる。参考見積書を提出した先が、委託予定者に決定することを否定するものではないが、見積書の金額の妥当性を主張するために、少なくとも2者以上から参考見積書を徴取し、予算額、設計額を算定する必要がある。 なお、当初の委託業務契約金額は、予算額、設計額と同額となっている。	公募型プロポーザル募集要領では、企画提案にあたり、積算見積書を提出させ、予算額の妥当性を評価することとしている。 令和元年度事業では、2事業者から見積書を徴取している。
9	85	[06-ウ] 復興サポート事業	農産物流通課	意見	(ふくしま米消費拡大推進事業-1(2)) (1)委託契約における事業内容について ふくしま米消費拡大推進事業として、ふくしま米ブランド販路拡大推進事業と福島米取扱推進事業を同一の業者に委託している。各事業内容は、個別の事業目的を達成するために設定されているが、「福島県産米取扱店調査、公表業務」については何れの事業内容にも含まれており、個別の事業毎に調査を行うことは効率的ではないと思われる。特に契約締結時期は相違するものの、先行した、ふくしま米消費拡大推進事業において調査した内容を転用するなどにより、業務を効率的、効果的に実施するよう検討すべきである。	「福島県産米取扱店調査、公表業務」、「ふくしま米ブランド販路拡大推進事業」においては首都圏、「福島米取扱推進事業」においては関西圏を対象としており、調査した内容の転用はできない内容である。なお、今後については、効率化ができるものについては、調査結果の転用等について検討する。
10	85	[06-ウ] 復興サポート事業	畜産課	意見	(ふくしまの畜産ブランド再生事業-1(3)) (2)事業の実施主体について ふくしまの畜産ブランド再生事業の実施主体が「全国農業協同組合連合会福島県本部(以下『全農』という。)」と特定されているが、「福島牛」の取扱い・管理している業者が当該主体のみであること、県の職員の品評会等への帯同により当該事業の有効性を阻害するような状況になっていないことを確認できる体制になっていることから、問題となるような状況下にはないものと判断できる。 しかし、全農以外の民間企業でのイベントの開催方法等についてコンサルティングを受ける形での参画については検討する余地があるのではないかと考える。	ふくしまの畜産ブランド再生事業のうち「福島牛」に関する事業実施主体は、「福島牛」ブランド再生事業は全農であるが、「福島牛」消費拡大対策事業は福島牛販売促進協議会となっており、今後とも、生産者、販売者、行政が連携しながら、各種イベント等への開催・参画により、「福島牛」の風評払拭等を目指していく。
11	85	[06-ウ] 復興サポート事業	畜産課	意見	(3)概算払いを必要とする理由の確認について 出来高は、本来は施設整備における工事の仕上がり状況を記載するものである。当該様式は、施設整備を伴わない事業の場合に出来高に関する記載が省略できるようにはならず、補助事業者等は概算払請求額を今回請求額の金額欄に記載し、その割合を出来高に記載している。 平成29年8月1日の概算払請求書には、交付決定額4,699千円、今回請求金額3,759千円、出来高80%と記載されているが、実績報告時に県が入手している事業費明細では、平成29年9月27日から事業費が発生していることから、8月1日時点では事業費は発生していないことになる。 概算払を必要とする理由として、県は事業が9月から開始されるが、事業実施に伴う資金が潤沢でないことを理由として、第1回目の概算払を9月に交付決定額の80%とするなど、支払時期及び支払額を交付決定時(支出負担行為調書上)に明示していた。 本補助事業の場合、その事業の性格上、概算払は事業の進行に応じ、事業の実施量に対応する額で行われることが原則と思われるので、概算払請求書を收受する際にはその点に留意し、概算払を行う必要がある。	概算払の支払時期及び支払額については、運営費的性格を有するものは、各四半期ごとに当該四半期に該当する額であり、その他のものは、事業の進行に応じ、事業の実施量に対応する額であるので、その点に留意し、概算払を行う。
12	86	[06-ウ] 復興サポート事業	農産物流通課	意見	(ふくしまの恵みPR支援事業-1(4)) (4)補助事業等検査確認表について 農林水産部では、所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領を定めており、事務検査にあたっては、補助事業等検査確認表に基づき実施することになっている。今回、当該補助金に係る検査確認表を閲覧したところ、検査確認の内容が複数ある場合でもその全体で適否を記載している。個別の確認内容のどの部分が確認対象となったかを特定できず、何を以って適と判断しているかが不明である。該当の有無もあることから、確認対象を特定し、その適否を判断すべきである。 ○他に同様な意見1件あり。(参照頁87)	平成30年度に実施した「ふくしまプライド。」販売力強化支援事業については、検査確認表の確認項目が複数ある場合は、確認項目を明確にして、その適否を判断している。
13	86	[06-ウ] 復興サポート事業	農産物流通課	意見	(ふくしま食のプラットフォームづくり推進事業-1(5)) (5)補助事業等に要する経費の配分の変更について 補助金については、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合においては、すみやかに知事の承認を受けるべきこととなっている。(福島県補助金等の交付等に関する規則 第6条第1項第1号)また、知事に対して農産振興事業変更承認申請書を提出しなければならないことになっている。(福島県農産振興事業補助金交付要綱 第6条) 今回の補助事業実績については、総額では軽微の範疇(事業費の30%以内)を下回っている。しかし、個別活動実績経費については大幅に変動しており、変動の要因については事前に知事の承認を受けるべきではないかと思われる。	事業計画の変更承認申請の要不要については農産振興事業補助金交付要綱に基づき指導しているほか、事業経費管理に係る中間指導により進捗や用途について確認・助言し、適切な執行を求めている。
14	87	[06-ウ] 復興サポート事業	農産物流通課	意見	(8)見積書について 見積書徴取伺いにおいて、設計額98,388,000円となっている。これはプロポーザルにあたって提出を求めた積算見積書の金額となっている。当該金額で予定価格が設定され、業務受託者からの見積書、業務委託契約書金額も全て同額となっている。結果として見積書の徴取は形式的になっている。 設計額を算定するに当たっては、プロポーザルに参加した他の業者からの積算見積書を参考に設定することを検討すべきである。	当該事業についてはプロポーザルにより業者の選定を行っており、企画内容と見積額は連動するものと理解しており、企画内容が異なる他社の見積額を参考とすることは難しいと理解している。今後も事業の適切な執行に努めていく。

平成30年度包括外部監査結果報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当課・公所	指摘・意見の区分	監査結果報告の内容	措置の内容
15	90	[06-エ] 新生！ふくしまの恵み発信事業	農産物流通課	意見	契約の変更の妥当性について 委託契約期間は平成29年4月26日～平成30年3月30日となっており、委託業務契約の委託期間(履行期限)も平成30年3月30日となっているにもかかわらず、当初契約の各施策の実施期間が12月末までとなっていた。 変更契約における業務仕様書において、オンラインストアのキャンペーンと連動したPR施策を行うなどが織り込まれているが、このように業務を追加するのであれば理解できる。しかし、1月以降は、本県の主要な品目である米、牛肉、あんぼ柿等が引き続き流通している時期であるが、マスメディアによる情報発信施策がないとしている。プロポーザルの審査及び契約候補者との業務委託契約の見積合せで詳細を詰める段階で、年間を通じたプロモーションを行う企画提案ではない(各施策の実施期間が12月末までとなっている)が当初目的を達成することができるものであるか十分に検討すべきであったと考える。	平成30年度に実施したうまいぜ！ふくしま！農林水産物情報発信事業については、農産物等の旬の時期等に重点を置きながら年間を通じたプロモーションとなるように努めた。
16	96	[06-オ] 県産農産物等輸出回復事業	農産物流通課	意見	(国内外での県産農林水産物等の販売促進イベント開催業務-1(1)) (1)事業の評価結果の残し方について 今回の事業は、香港を中心にEUや首都圏でのイベント開催を実施することとなっていた。しかし、EUの動向変化によりイベントの軸足をEUでのイベント1回からロンドン1回、パリ4回に増やす一方、首都圏の開催を行わないこととした。 契約にあたっては、公募型プロポーザル方式となっており、当初の仕様書に基づく提案を行って採択されている。今回のように状況が大幅に変動した場合は、当初の仕様書と異なる業務を行う内容も含まれていることから、受託契約者との十分な協議を行うことが必要である。 当初の契約は平成29年12月12日に契約、変更契約が平成30年2月23日締結、契約終了はあくまでも平成30年3月31日に変更していないことから、改めて提案をする時間的余裕がないことは理解できるが、協議結果や業務受託者の実施可能性の評価を行った結果を残しておくことが必要ではないかと思われる。	平成30年度に実施した県産農産物等輸出回復事業のうち、変更する必要が生じたものについては、実施期間や変更内容等、実施可能性を含め受託者と入念に打合せを行った。その結果を踏まえ、適切な変更契約書を作成、締結するよう努めた。
17	96	[06-オ] 県産農産物等輸出回復事業	農産物流通課	意見	(3)委託料確定通知について 事業が完了し、実績報告書等の内容を審査及び調査した結果、事実に適合することが確認され、委託料が確定し、受託業者に額の確定通知をする伺い決裁がされている。当該委託契約については、見積書、契約額とも同額であり、契約書第11条第7項ただし書において、確定額が契約額と同額の場合は、通知を省略することができる規定により、通知を省略することが可能であった。この規定はできる規定であり、必ずしも適用する必要はないが、他事業の委託契約においては、契約条項に記載があり、同額の場合は通知の省略を行っている。業務効率化の観点から、手続を簡素化できる場合は、積極的に適用すべきである。 ○他に同様な意見2件あり。(参照頁97、99)	平成30年度県産農産物等輸出回復事業において規定に該当する場合は通知を省略した。
18	97	[06-オ] 県産農産物等輸出回復事業	農産物流通課	意見	(ふくしまプライド。)を発信するアニメーションの制作と配信事業-1(2)イ) (4)審査会結果について 公募型プロポーザル2次審査結果については、審査項目別、審査担当部署別に得点を集計している。これとは別に審査担当部署別の合計を別途把握している。今回、審査担当部署別の審査結果一覧において、決定した事業者と異なる事業者名が記載されていた。契約書、見積書、審査結果とも同一であり、審査担当部署別集計のみ相違している状況であることから、審査結果に影響するものではないが、審査結果資料に不整合がないように徹底すべきである。	平成30年度に実施した県産農産物等輸出回復事業については、審査結果資料に誤りがないかを十分に確認し、書類の起案を行うよう努めた。
19	105	[06-キ] 多様な販路の確保対策	園芸課	意見	(「使ってふくしま！契約野菜産地育成事業に係る業務委託」) (1)審査の判定基準について 「使ってふくしま！契約野菜産地育成事業に係る業務委託」は公募型プロポーザル方式により、企画提案書の書面による1次審査及びプレゼンテーション審査会による2次審査を実施している。応募したのは1者のみであり、総合得点が6割以上となったことを選定の理由としている。しかし、6割については審査実施要領に明示されているものではなく、基準が明確でない。他の事業では選定の理由を7割目線としているものが多くみられる中、この事業では6割を目線としており、統一されていない。審査結果を判断する基準を審査実施要領において定めておくべきである。	令和元年度の「使ってふくしま！契約野菜産地育成事業に係る業務委託」においては、審査実施要領へ「審査委員が採点した各合計点数の平均値が配点の合計点数の6割(60点以上)」の基準を設け、1次審査及び2次審査を実施した。
20	106	[06-キ] 多様な販路の確保対策	農産物流通課	意見	(福島県産牛肉取扱推進事業) (2)設計書金額の算出について 当該業務委託は、随意契約の理由にも記載されている通り、専門的な技術とノウハウを必要としている。業務委託予定者から見積書の徴収の伺いにおいて記載されている設計額と委託契約額が同額であり、見積書の徴収が形式的となっている。予算策定時の金額とは相違するものの、契約事務の適正性を確保する観点から設計金額を算定するに当たっては、できる限り複数の業者から参考見積を徴収するようにして頂きたい。	当該委託事業については、プロポーザル方式により公募したもので、見積金額も含めて企画書を参加した2社から提出を受けており、その際に設計額の審査も実施している。今後も、複数以上の会社から応募が集まるように努めていく。
21	110	[07] 地域産業6次化戦略実践事業	農産物流通課	意見	(1)ふくしま6次化プラットフォーム強化事業公募型プロポーザル審査結果について ふくしま6次化プラットフォーム強化事業等公募型プロポーザル審査実施要領の選考方法において、「審査は、書面による一次審査及びプレゼンテーションによる二次審査を行う。審査委員は、審査結果を総合的に判断し、最も優れた提案者を決定する。」と規定されている。二次審査では説明後に審査委員により10分以内の質疑、審査基準に基づき、審査票により採点することとなっている。今回の審査票を閲覧したところ、地域産業6次化イノベーターの派遣について加点率を加味した以上に配点されている項目があった。 印字の誤りであったのは事実であろうし、実施した事業について、委託者の事業が適切ではないというものではない。しかし、審査が適正に行われたことについては、監査人が説明を受けた簿冊には誤った集計票が綴り込まれていたこと、事業内容の説明を受けた際に誤りであることの明示がないことから、説得力に欠ける。なお、今回の誤りへの対応は、事実を把握した段階で修正するか、審査の過程で誤りを指摘すること、その事実を明確に記録しておくことが必要である。	平成30年度に実施した地域産業6次化戦略実践事業のうちプロポーザル審査会を開催した事業については、審査会の開催に先立ち、審査要領や審査表、審査基準に誤りがないかを十分に確認するとともに、審査時には審査委員に対し、加点率の考え方等について丁寧に説明している。加えて、審査表の集計に際しては、複数の職員が検算・確認を行うよう努めている。

平成30年度包括外部監査結果報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当課・公所	指摘・意見の区分	監査結果報告の内容	措置の内容
22	114	[08] 学校給食等 地産地消推進事業	農産物流通課	意見	事業の目的とその成果(評価)について 当該事業の目的は、「学校給食や病院食において県産農林水産物の積極的な活用を促し、県産食材の魅力や安全性に対する理解の促進を図り、子どもをはじめとする住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現に資する」ことで、福島県内での地産地消を推進することにあるが、当該事業の成果(評価)としている指標は、『学校給食における地場産物活用割合』といった、学校給食での地産地消の推進のみに着目している指標となっている。 達成状況は平成29年度の目標値を上回っており達成状況の評価はAとされている。しかし、これは目標の一部のみを評価していると考え。当該事業の目的である「県産食材の安全性に対する理解の促進」についても、子どもや患者にどのように安全性を周知し理解が得られたかを、より目的に適合した指標で成果(評価)を図る必要がある。	当該事業においては、「県産食材の安全性に対する理解の促進」の把握する指標として、「学校給食における地場産物活用割合」を活用している。 地産地消の推進については、直売所の販売額や、「がんばろう ふくしま！」応援店の登録数なども活用し、総合的に評価している。
23	118	[09] ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業	農産物流通課	意見	(1)最終目標と事業内容との関連性について 最終目標である「小学校での農林漁業体験学習の回復(増加)」のためには、直接、小学校での体験学習に対する支援(補助)を行うことのほうが、効果的かつ効率的と考えられる。最終目標と事業内容との関連性について見直しを検討する必要があると考えられる。	小学校での体験学習に対する補助については、学校給食等 地産地消推進事業により既に実施している。
24	120	[10]米の全量全袋検査推進事業	水田畑作課	意見	貸付金の回収時期について 県は、県協議会に平成29年8月に貸付(52億円)を実行し、平成30年3月22日に一括回収している。県協議会には、東電賠償金が平成29年12月から平成30年3月に分割して入金されている(平成29年12月に161百万円、平成30年1月に2,610百万円、2月に1,639百万円、3月に432百万円、3月末までの入金額は4,844百万円)。このように県協議会は多額の入金を受けているが、借入金の分割返済により事務が煩雑になることや、運転資金の余裕資金が必要であることから、県は都度回収を行っていない。貸付要綱において、県協議会は貸付金を要綱に定めるもの以外に使用してはならないと定められているが、当該貸付金の返済財源は東電賠償金であるから、賠償金が入金となる都度、貸付金の回収を行うべきである。	平成29年産米までは検査点数に応じた一律の賠償金の支払であったが、平成30年産米からは検査点数によらない実費の賠償金の支払になった。そのため、県への返済手続きは、すべての地域協議会の賠償額の確定のもとで、収支の確認をもって進める必要があるため、今までどおり3月末に一括回収することとした。
25	127	[11] チャレンジふくしま水田フル活用緊急対策事業	水田畑作課	意見	(1)委託業務の報告実績内容について (飼料用米流通円滑化事業・・・委託(2(1)イ) 飼料用米流通円滑化事業の月間業務実績報告の内容は需給ネットの閲覧回数、登録者数、契約者数の他に掲載した飼料用米関連情報となっている。サイトの閲覧件数は毎月数千件となっているが、契約者数は毎月0人となっている状況であった。 当該サイトはマッチングを目的とするサイトであり、需要者または供給者からの協議の申し込みに応じて協議(交渉)を行うことを合意するところまでがこのサイトの機能となっている。協議の合意をした後は電話・メールなどで直接協議を行うこととしている。 したがって、当該業務の目的から需給ネットの閲覧回数、登録者数、契約者数だけでなく、当該システムにより協議の合意に至った数についても報告を受けるべきであったと考える。	協議の相談は1件あったが、合意に至ったものはなかったことを受託者に確認した。 当該事業は、平成29年度で終了しており、今後類似の事業を実施する際には、報告を受けることとしたい。
26	128	[11] チャレンジふくしま水田フル活用緊急対策事業	水田畑作課 南会津農林事務所	意見	(2)現地確認の実施時期について (水田活用型園芸産地緊急育成事業・・・補助金(2(2)) 南会津町の館岩地域、伊南地域、南郷地域は豪雪地帯に指定されている地域である。2月13日の現地での成果確認による資料には、栽培用ハウスに近づくことができず、辺り一面銀世界の中で雪に覆われているパイプハウスが遠くから撮影された写真が確認写真とされていた。成果確認の証拠書類としては、遠くから撮影した写真では証拠力が乏しい。また、豪雪地帯であるため、近づいて確認することは場合によっては危険なこともある。したがって、事業実施主体の検収、町の完了確認、補助金の交付等のスケジュールを勘案して現地確認を行うなど、事業の確認が適正に行われるようにすべきである。	南会津地域は豪雪地帯であるため、事業実施主体との連絡を密にとり、補助事業の遂行状況を常に把握しておくとともに、実績報告書の提出を早めに催促する等、適切な進行管理を行っていくことにより、積雪前に成果確認を実施できるように努めていく。
27	134	[12] ふくしまプライド日本酒の里づくり事業	水田畑作課 会津農林事務所	意見	県産酒造好適米の増加使用量の補助要件について ふくしまプライド日本酒の里づくり事業の目的を達成するために、酒造好適米生産拡大対策事業は、酒造業界における県産酒造好適米の使用量を増加させることにあるため、県内の酒造業者と生産者が新たに酒造好適米の複数年契約を締結した場合としている。県は東北農政局に提出した醸造用玄米使用計画書と複数年契約書の写しを入手し、要綱要領に則っていることを確認している。 当年度(平成29年度)の新規需要米は初期値(平成25年度)と比較して6.84t増加しているが、これが「地方農政局等から確認を受けた醸造用玄米使用計画書の増産計画確認数量」であり、この収量が基準となっている。しかし、新規需要米6.84tのうち約8割は前年度ですでに達成しており、前年度からの増加は1.44tとなっている。当該事業の有効性の観点からは、既に達成している実績からの増加についても補助要件に含めるべきであると考え。	「ふくしまプライド日本酒の里づくり事業」を組み換えて平成30年度より実施している「ふくしまプライド日本酒の里確立事業」では、県産酒造好適米の使用量の増加という事業目的の達成のため、事業実施年度における県産酒造好適米の使用量を前年よりも増加させていることを補助要件としている。
28	142	[14] 売れる!大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業	水田畑作課 県南農林事務所	意見	(1)事業の実施時期について 2(1) 売れる県産をつくる!産地づくり活動支援事業の農事組合法人深渡戸アグリ21の補助については、成果確認実施において現地視察の際の写真のコピーが添付されているが釜井ファミリーファームの視察の際の写真のみであり、上新田の視察については写真の添付がなかった。このため、成果確認に当たっては全ての視察先について実施状況が確認できる写真の添付を求めるのが望ましい。	現地確認においては、職員が同行し、書類等に基づき聞き取りをしながら活動内容等の確認を行った。今年度の交付要望はなく、当該事業は今年度をもって事業終了が予定されているが、今後も当該事業と同様な趣旨の事業が実施される場合には、成果確認時に、すべての視察先について実施状況が確認できる写真の添付を徹底する。
29	142	[14] 売れる!大豆・麦・そば魅力ある産地づくり事業	水田畑作課 県南農林事務所	意見	(2)事業の実施時期について 2(1) 売れる県産をつくる!産地づくり活動支援事業の農事組合法人深渡戸アグリ21の補助については、申請から実施までの期間が短く、市では期間までに予算化することが困難であるため直接補助となっている。 また、2(2) 売れる県産をつくる!高収量・高品質化支援事業の夢みなみ農業協同組合については、大豆の作付けはすでに播種時期を迎えており、栽培の遅れ及び収量減収等に影響するとして、事業実施主体から指令前着手届が提出され、作業を開始している状況にある。県は大豆の播種適期(白河市は6月上旬から中旬)を分かっているはずであり、高収量・高品質化を目的とした事業においては、作付けをどのタイミングで行うかは重要であると思われる。作付け作業に支障ないよう補助事業を進めることが望まれる。	上記同様、今年度の交付要望はなく、当該事業は今年度をもって事業終了が予定されているが、今後も当該事業と同様な趣旨の事業が実施される場合には、作付け時期に支障がないよう、対象となる作物の生育状況に合わせた事業執行を行う。

平成30年度包括外部監査結果報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当課・公所	指摘・意見の区分	監査結果報告の内容	措置の内容
30	146	[15] 東日本大震災農業生産対策事業	園芸課	意見	(1)交付金制度の周知について 国が交付金の公表を行っており、県でも事業一覧で復興対策として公表するとともに、課のホームページで事業概要、事業実施内容及び事業評価結果等を公開している。要望調査時は、各市町村、農協等、県農業振興公社、県農業会議、県酪農業協同組合、県畜産振興協会、県食肉流通センターに要望の有無の確認を取っている。 しかし、東日本大震災農業生産対策整備事業の事業実施主体は、農産物加工場の雑排水処理施設に地盤沈下等の被害を受けたことにより雑排水処理能力が低下したため、生産量を下げているとされており、震災から時間が経過しているがすぐに修繕しなかったのは、当該事業を認識していなかったとのことである。県は交付金のより一層の周知に努める必要がある。	事業要望調査において、制度の更なる周知を関係機関に依頼した。また、要望がなかった場合も、農林事務所へ再度要望の有無を確認し、申請漏れが生じないよう努めた。
31	146	[15] 東日本大震災農業生産対策事業	園芸課 県中農林事務所	意見	(2)事業の目標数値の経過管理について 雑排水処理能力を復旧することにより製造能力が震災以前の年間生産量100tに回復するため、震災以前の出荷量100tを平成31年度の目標数値としている。平成30年6月から施設が稼働し、平成30年度のきゅうり加工販売の出荷量は72tの実績であることをヒアリングで確認しているとのことである。平成30年度のきゅうり加工販売の出荷量が72tに留まった要因は、夏の暑さできゅうりの値段が高くなり、市場に出す量が増え加工を行う量が減ったことが要因と思われるとのことである。漬物業界は国産のものに流れが戻ってきており、売り手を確保してからの加工販売を行うため、平成31年度の目標達成は可能とのことである。 交付金実施要領においては、成果目標の目標年度は事業実施年度の翌々年度となっている。報告年度ではない平成30年度においては事業者等へのヒアリングを行っているが、毎年の評価は求められていないため特に記録は残していない。 報告年度において目標の9割を達成しない場合等は国から改善措置が求められることとなっている(目標が達成出来なかったやむを得ない事情がある場合を除く)。目標年度までの期間においても進捗状況を確認し、目標値と大幅な乖離がある場合は原因分析や改善指導等の対応が必要ではないかと考える	目標年度までの期間においても事業実施状況報告及び評価報告を行うとともに、目標達成に向けて必要に応じて指導・支援を行っていく。 また、県事務取扱要領を改正し、目標年度までの期間においても事業実施状況報告及び評価報告を行うこととした。
32	150	[16] あんぽ柿産地再生促進事業	園芸課 県北農林事務所	意見	リース期間とモニタリング期間の相違について 機械導入による効果について実績報告によりモニタリングを実施しているものの、リース期間が7年に対し、モニタリング期間が3年となっている。そのため、リース4年目～7年目の実績状況について、リースの中途解約も含めた、モニタリングの必要性を検討する必要がある。また、期間の短縮またはモニタリング期間の延長について検討する必要がある。	本事業は、平成29年度で終了しており、実施要領の改正はできないため、事業実施3年後までの毎年度評価は計画どおり実施し、4年後以降の事業の継続性を担保するため、農林事務所による事業継続状況を確認する。 なお、リース期間とモニタリング期間の整合については、新規事業を構築する場合に反映するよう努めたい。
33	160	[18] 東日本大震災畜産復興対策事業	畜産課 県中農林事務所	意見	(1)補助事業における効果検証について 東日本大震災畜産復興対策整備事業については、事業費が当初計画から約2倍に増加しており、補助金も1.8倍に増加している。当該事業費の増加は、事業実施主体の当初計画策定時の見込相違に起因するものであり、一般的な補助事業においては、補助金の増額は行わない。 本件事業については、採卵用育成雛(若雌)100万羽を生産する相当規模の事業であり、震災からの復興をアピールできること、雇用の創出があることから、県として積極的に支援すべき事業と位置付けていたことから、補助金の増額に応じたとのことである。 本件交付金については、国の実施要領において、事業実施主体は費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分に検討するものとされている。本件においても、事業実施計画において費用対効果分析が行われているが、事業費増加を反映した変更計画において、「年総効果額」が当初計画比で37%増加し、投資効率は変更計画においても1.00に近似する水準となっている。「年総効果額」の増加は、主に採卵用育成雛(若雌)収入の増加に伴うものであり、これは、販売価格を当初計画から10%上昇する見込み(当初はグループ企業内における取引単価であったが、一般的な販売単価に変更)として計算されたことによるものである。 事業者としては投資回収可能としているものの、当初計画の約2倍の補助金を投入したとしても、補助金による経済効果(例えば雇用者数)が倍増するものではなく、補助金を増額することに合理性が認められるものかどうかは疑問である。 本件においては、事業者による要望時の積算の際の検討が不十分であったことに起因しており、本来は事業者の負担での計画続行の可否を判断すべき問題である。県側においても、事業者の策定した計画の実行可能性を検証するとともに、補助金額に見合った効果があるのかについて説明責任を果たす必要がある。	計画の実行可能性や交付金に見合った効果については、今後、計画時に設定した飼養羽数や売上高の目標値(内在的には、雇用賃金等の内部効果等も含む。)を毎年検証・確認していくこととしており、県として、引き続き、事業実施主体の支援・指導を行っていく。
34	161	[18] 東日本大震災畜産復興対策事業	畜産課	意見	(2)達成困難な目標にかかる計画又は目標値修正の必要性について 東日本大震災畜産復興対策事業については、経産牛頭数の目標値は6,346頭に対して、結果は5,305頭と約1,000頭未達の状態にある。ご担当者へのヒアリングベースでは、畜産農家の担い手や自然減少により、目標値には届いていないとのことであった。当該事業は、平成24年度から平成30年度にかけて実施する計画であったが、計画の途中において目標の達成が困難である状況が把握できる場合は、計画見直しの検討をすべきであったと考えられる。また、目標の設定自体が有効なものであったかについても計画の途中において検討すべきであったと考えられる。	平成30年度までは、「現状」の数値に平成23年1月当時の飼養頭数を使い目標を設定していたため、目標と実績に乖離が生じていた。目標設定をより現実的なものとするため、事業年度前年の飼養頭数を基に事業効果を加味しながら目標を算出するよう改めた。また、事業実施主体との情報共有により進捗状況を確認しながら目標達成に向けて指導していく。
35	170	[21] 肥育牛全頭安全対策推進事業	畜産課	意見	(2)予算実績の乖離について 県は、予算額については、前年度実績を考慮しながらも、県外への出荷先は市場の動向に左右されるため予想困難であることや、簡易検査での結果が「50Bq/kg」を超えると精密検査を実施しなければならないことを鑑み、相当の検査委託料を見込んで当初予算に計上する必要があるとし、29年度実績においては、首都圏の検査機関等に対して実施した見積合わせの結果、予想以上に安価で契約できたこと、検査手数料がかからない東京食肉市場や横浜食肉市場への出荷頭数が想定以上に多くなったこと、関係者の努力により精密検査を必要とする検体が発生しなかったこと等から、検査に係る執行額が減少したとのことである。 しかし、予算決算が50%程度乖離している状態が継続していることから、県は予算の精度を高めるよう、過去の決算額の減少要因である市場動向や検査手数料の無料化等による影響を見積もったうえで、出来る限り実績と近似する予算を策定することが望まれる。	予算編成においては、前年度の実績を踏まえて積算を行っているが、不安定な要素が多く、事業の確実な実施のためには、検査に必要と想定される最大の出荷頭数で見込まざるを得ないことから、予算の乖離が大きくなったが、今後は、計画段階においても、契約単価や出荷先などの動向を把握しながら、できる限り詳細な計画を作成するなど、適正な予算措置に努めたい。

平成30年度包括外部監査結果報告書 意見一覧

No.	頁	事項名	担当課・公所	指摘・意見の区分	監査結果報告の内容	措置の内容
36	186	[27] 共同利用漁船等復旧支援対策事業	水産課	意見	(1)年度内補助金の額の確定調書について(決裁) 確定調書には、「支出負担行為調書(変更)0107501により決裁」と記載されており、決裁した証跡が見つけれなかった。支出負担行為調書(変更)0107501は、漁船1隻に係る設備追加等に伴う増額変更を平成29年12月20日に決裁した文書であり、当時の支出負担行為調書による決裁は、年度内の補助金の額の確定調書の交付決定額及び確定額と相違しており、合議したものの実質的には未決裁でないか指摘したところ、同じ決済番号で平成30年4月27日に決裁しているとのことであった。支出負担行為調書番号は、内容変更の調書であっても同じ番号を使っているとのことであるが、いくつも参照先があるのではどの調書を指しているのか分からない。参照先が明確になるような書類の整備をすべきと考える。	従前より確定調書の直上に該当する支出負担行為調書(変更)を綴っており、容易に参照先が確認できる形ではあったが、今後は確定調書にも決裁権者の押印を受けることに改めた。
37	186	[27] 共同利用漁船等復旧支援対策事業	水産課	意見	(2)年度内補助金の額の確定調書について(通知先等の記載) 補助金等の額の確定通知については、年度内補助金の額の確定調書で伺い、決裁することとなっている。その際、確定調書には、施行・あて先の記載をすることとなっているが、未記入となっていた。	年度内補助金の額の確定調書に、施行・あて先を記載するように改めた。
38	193	[29] 東日本大震災漁業経営対策特別資金貸付事業	水産課	意見	東日本大震災漁業経営対策特別資金の預託について 東日本大震災の津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により被害を受け、今後も事業を継続していく意思を有している漁業者及び水産加工業者に対して、「東日本大震災漁業経営対策特別資金」(以下、「対策特別資金」という。)を創設し、消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金の貸付を行っている。 福島県は、対策特別資金の原資を福島県信用漁業組合連合会に予算の範囲内で預託している。 契約書によれば、対策特別資金の預託期間は、1年程度であり年度末には、預託金の払い戻しを行っている。1年毎に預託金の払い戻しをすることにより、存在を確認するためには有効であるが、預託先の資金繰り、書類作成の費用を勘案すると、払戻しする以外の方法を検討する必要がある。 なお、東日本大震災以降、融資枠(預託金)に対する実際の融資額は、0.6%~23.3%の範囲で推移しており、融資枠の設定について精度を向上させる必要性についても併せて検討して頂きたい。	貸付金は、貸付要綱に基づき毎年の予算の範囲内で預託している。県は単年度予算であり、予算上の制約により、1年毎に払い戻しを行う必要がある。 漁業の復興状況を見据え、貸付機関や漁業関係者との資金需要調査の機会を増やし、融資枠設定について精度向上を図っていく。
39	197	[30] アワビ・ウニ・アユ栽培漁業振興対策事業	水産課	意見	(2)補助事業等検査確認表について 農林水産部所管の補助事業等については、検査事務取扱要領において、検査を執行する場合、補助事業者等から補助事業等にかかる関係書類の提出を求め、その成果を確認するものとし、事務検査にあたっては、補助事業等検査確認表に基づき実施することになっている。確認表の確認事項については、原則として現地調査を行っている。 今回、確認表の記載について、「-」の内容を確認したところ、該当があるにもかかわらず「適」としていない項目が散見された。また、項目によっては、「適」、「-」の取扱いが統一されていないことから、確認表の結果は、十分に運用されていないと言わざるを得ない。 補助事業等検査確認表を作成する趣旨を再度確認し、適切な運用を行って頂きたい。 ○他に同様な意見1件あり。(参照頁212)	確認表の項目、作成の趣旨を十分認識し、検査ごとに確認表の各項目について該当の有無を確認するとともに複数名で現地調査を行っている。
40	217	[36] 放射性物質被害林産物処理支援事業	林業振興課	意見	事務経費補助金の実績報告の検証について 貸付事業の実績は処理量で当初計画比55.7%、資金額で74.2%となっているが、事務経費は当初計画並みの実績となっている。 事務経費については、処理件数に応じて発生するものと考えられるため、一概に処理量や資金額と相関があるとは言えないが、事務経費の執行の妥当性について、関連する事項との整合性の点から検査を行う必要がある。	当該事業については処理量や資金額によらない固定的な経費が大部分を占め、補助事業としての妥当性を確認しているが、引き続き適正な事務経費の執行のための検証を行っていく。
41	220	[37] 安全なきのこ原木等供給支援事業	林業振興課	意見	(1)事業規模の適正性について 当該事業は、放射性物質による森林汚染が、きのこ原木等の需給に影響を及ぼしており、きのこ原木等の価格が高騰している。このため、きのこ原木等の購入に伴う生産者負担軽減を図る取組を行う団体を支援し、きのこ生産の回復を図ることを目的としたものである。 補助対象経費は、事業対象資材の導入数量に事業適用単価(原発事故前の従来購入単価(税抜))を乗じた額とされ、補助対象経費の2分の1を補助している。 原発事故後の購入単価の上昇部分は、東京電力株式会社への賠償請求によりカバーされるものと整理されている。 福島県内のきのこ生産量は震災前と比べて減少しているものの、生産者数も減少しており、生産者1人当たりの粗生産額は震災前の水準よりも高くなっている。 県内の生産量を維持するためには有効な事業であると考えますが、生産者の現在の収支状況に比して当該補助の規模が適正であるのか検討する必要がある。	平成30年次の県産きのこの生産量は、震災前の平成22年次の68%にとどまっており、また、東京都中央卸売市場における福島県産しいたけの平均価格は、震災年に全国平均を大きく下回り、平成30年では約13%の価格差となっていることを踏まえ、生産現場の実情を見極めながら事業規模を判断していく。